

○議長（茅沼隆文）

続いて、5番、石田史行議員、どうぞ。

○5番（石田史行）

皆様、こんにちは。5番議員の石田史行でございます。

それでは、今回、私、1項目質問させていただきたいと思います。

町職員皆様の勤務時間内の喫煙のあり方を問うということでございます。

大手民間企業では勤務時間内の喫煙を原則として禁止することによって、社員の健康増進を図る取り組みというものを始めてございます。また、政令指定都市の自治体を中心に人件費が税金で賄われている公務員は、より厳格な職務専念義務というものが求められるとして、職員の方々の勤務時間内の喫煙を禁止するなど具体的な取り組みが始まってございます。

そこで、下記の点について町長の見解を伺いたいと思います。

まず、1点目として、職員の喫煙者と非喫煙者の現在の割合はどうなっているか。

2点目、職員の喫煙に関するルールというものが現在定まっているのか。

3点目、喫煙時間を休憩時間中に限定すべきではないでしょうか。

そして、4点目として、今、計画が進められております、新庁舎建設後の喫煙場所というものについて、現在の方向性というものはどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問にお答えする前に、まず、職務専念義務について、説明をさせていただきたいと思います。

地方公務員法第30条では「すべて、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定がされております。

さらに同法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定めのある場合がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定がされております。

これらのことから、職務専念義務が、職務遂行上の最も基本的な義務であり、倫理的規範として常に意識し、実践すべきものであることは言うまでもありません。

また、公務は、住民の信託に基づくものであり、その費用は住民の負担によって賄われていることから、むやみに例外を認めることは許されておらず、法律又は条例に特別の定めがある場合に限って例外が認められております。

町条例では、職務専念義務の例外として、研修を受ける場合や、選挙権、その他の公民としての権利を行使する場合などを規定しております。

それでは、一つ目の御質問、職員の喫煙者と非喫煙者の現在の割合について、お答えをいたします。毎年実施をしている職員健康診断の問診票での自己申告に基づくデータからであります。受診者に限った割合では、喫煙者2、非喫煙者8となっております。これは、JTによる2016年全国喫煙者率調査結果の19.3%とほぼ同率の結果となっております。

次に、職員の喫煙に関するルールは現在定まっているのか。についてお答えいたします。

喫煙に関するルールとしては、休憩時間以外では、午前、午後各1回とし、喫煙場所も限定をしております。

過去に庁内ルールを定め、職員に通知しており、現在も原則この基準で運用しております。

また、喫煙場所についても、喫煙しない人が受動喫煙とならないように屋上や屋外としているところであります。

今後は、喫煙のために離席する場合は、上司、同僚にその旨を伝えること、職場ごとで許容できる時間帯にするといった内容も盛り込んでいく必要があると考えております。

次に、喫煙時間を休憩時間中に限定すべきではないか。についてお答えをいたします。

休憩時間の定義は、地方公務員法で、「休憩時間は、正規の勤務時間の途中に置かなければならない。休憩時間は60分とする。ただし、各職場における業務の実情、昼休み時間等を総合的に勘案して、45分とすることができるものとする。」と定めております。また、「休憩時間は、連続する正規の勤務時間が4時間30分を超えないように置くものとする」と定められており、現在、開成町では、一般職員については、8時30分から17時15分までの勤務時間中、12時から13時の60分間を休憩時間としております。

なお、2008年までは、勤務時間中に休息時間を置いておりましたが、国に準じて現在は廃止をしております。

こうした中で、喫煙する職員が、勤務時間中に離席することは、喫煙をしない職員からすれば、不公平ではないかという声があるのも事実であります。

また、横浜市の事例では、喫煙により職場を離れることで多額の「賃金ロス」が生じるという試算もされております。

一方で、勤務時間中に飲み物を買いき、摂取することは容認できるものであり、喫煙だけを禁止することは、現時点では拙速と考えております。

また、喫煙者からは、「リフレッシュの時間であり、気分転換を行うことで仕事の効率化が図ることができる」「他部署の職員との貴重な意見交換の場である」といっ

た意見も出ております。

次に、新庁舎建設後の喫煙場所について、現在の方向性は。についてお答えをいたします。

平成15年5月に施行された健康増進法において、「学校、病院、官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とされております。

平成22年4月に施行された神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例において、「官公庁施設の施設管理者は、禁煙の措置を講じなければならない。」とされております。ただし、同条例においては、「施設管理者は、管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる。」とも定められております。

現在、役場庁舎の建物内は全面禁煙としており、屋上の一部に灰皿を設置し、喫煙スペースとしておりますが、新庁舎においても建物内は全面禁煙とし、喫煙室（施設）を設けることは考えておりません。敷地内の一部に喫煙スペースを設置し、喫煙可とすることが現実的であると考えております。

最後に申し上げますが、勤務時間中の限られた時間や回数で、喫煙のために席を離れたとしても、現状のルールであれば、職務に影響が出ているという認識はなく、直ちに全面禁煙とする考えは持っておりません。

今後は、職員組合とも協議し、喫煙のルールを確認、見直しを行い、改めて全職員に周知し、喫煙者、非喫煙者の共通認識の中で進めていきたいと考えております。

なお、職員の健康増進の観点として、昨年から食生活改善について講習会等を実施し、進めているところでありますが、今後は禁煙指導などについても検討していきたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御答弁いただきまして、ありがとうございました。今回、町の職員の皆様の喫煙のあり方を問うということで、ちょっと喫煙をされている職員の皆様方には、ちょっと耳の痛い質問になるかとは思いますが、今、日本医師会さんは、禁煙のキャンペーンを大々的に張っておられまして、そのキャッチコピーによりますと、「禁煙は愛です」ということですので、私ども職員の皆様の健康増進というのを高めたいという意味の、私の私なりの愛を込めての質問でございますので、どうか御理解をいただきたいと思うところでございます。

さて、前置きはそのぐらいにして、そうは言いますが、町長の答弁にもありましたように、やはり公務というものは、あくまでも住民の皆様の信託、御理解に基づくものでございまして、この費用というものが、住民の皆様の負担によって、賄われて

いると。ですから、むやみに職務専念義務の例外というものを認めることは許されていないということ。これをまず踏まえていかなければいけないのかなと思うところでございます。

加えまして、今、2020年の東京オリンピック、パラリンピックを目指しまして、今、全国的に受動喫煙という問題、防止していこうという動きになっているところでございますので、やはり先ほど職員の皆様の喫煙者の割合というものが、吸う方は2割で、およそですね。吸わない方が8割ということですから、吸わない8割の方々の職員の皆様の受動喫煙防止という観点からも、やはり町長の答弁の中にも最後のほうにございました、禁煙指導ということも今後検討していきたいということですが、それはぜひ、検討を深めていただきたいと思いますというところでございます。

その上で、まず、職員の喫煙に関するルールというものが、現在定まっているのかという私の問いに対して、休憩時間以外では、午前1回、午後1回ということで、ルールはあるということが、まず確認をさせていただきました。これはルールがあるということは、当然評価して良いと思いますし、良いと思うんですけども、問題は、ルールがしっかりと守られているのかと。決定されているのかというところを、現状として確認をさせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。

勤務時間中の喫煙のルールということでございます。実はこれ、10年以上前に発出したものでございます。ちょっと今、現在、正確な日時というものは、保存年限との関係でございませぬが、現在残っているものでは、平成20年6月に総務課長通知が、それから、平成21年10月には、行政推進部長から喫煙に関するルールということで、職員に発出されていると。現在もそのルールが運用されている。庁内会議等の場においても、こういったことは徹底しておりますので、ルールはきちんと職員も認識していると考えております。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

今の御答弁によりますと、今のルールというものは、守られていると、徹底されているということでございますけれども、午前と午後と各1回ずつというルールにしまして、要するに1回につき、どのくらいの時間吸っていらっしゃるのか。そこまでは決めていないと思うんですね。要するに時間の制約は決めていないかと思うのですが、私の二つ目の休憩時間中に限定すべきではないかというところにかかわってくるわけですが、結局、午前1回、午後1回というルールは守られているとしても、結局1回で吸う時間が長々と吸われてしまうと、このルールというものが

形骸化してしまうおそれがあるわけでございます。

そういう意味で、休憩時間中に喫煙を限定すべきではないかというところにつきまして、先程の町長の答弁では、現時点では拙速と考えているということでございました。

その理由につきまして、飲み物を買に行き、摂取することと同列に並べておっしゃいますけれども、飲み物を買に行き、摂取するというのは、通常、私が考えられるところでは、買に行き、すぐ、大抵戻ってくると思うんですね。自席で飲んだりするかどうかと思うのですけれども、喫煙の場合ですと、先ほど喫煙者の方の御意見として、他の部署の職員の方との貴重な意見交換の場であるというようなこともありましたけれども、そういったことをされていくとするならば、簡単に15分、20分過ぎてしまうような懸念があるんですね。そういう意味で、飲み物を買に行き、摂取することと同列に扱うというのは、私はちょっとどうなのかなと思うわけでございますけれども、その辺の問題意識ですね。どのようにお持ちなのか。担当課としてお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

私の先ほどの答弁のほうが、若干言葉足らずで申しわけなかったのですけれども、そのときの行政推進部長通知にも、1回あたりは15分以内というようになっておりますので、時間といたしましては、そのようになっているというところでございます。

それから、飲み物ですね。そういったものを買に行ったり、例えば、コーヒーを入れたり、コーヒーを飲むという職員もおります。そういったところと同列にするのはいかがなものかというお話でございます。喫煙場所も敷地内ということにしておりますので、何かあればすぐに対応できるというようになっております。もちろん敷地から離れて遠くに行ってしまうわけではございません。すぐに何かあれば呼べるというところでございます。これが法的にどうなんだというところもあろうかと思えます。

例えば、大阪高裁の判例でも、会社に拘束されている社内での喫煙時間は労働時間であるというような判例も出ておることから、これも一律に喫煙だけを禁じるというのは逆にちょっと難しいのかなと考えているところです。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

分かりました。時間の制約が15分以内と決まっているということで、それは確認させていただきましたので、今後、このルールをしっかりと守って、適切にやっていただきたいなとお願いしておきたいと思うところでございます。

では、休憩時間中に限定することはちょっと判例等もあるので難しいということで、それも一つの考え方かなと思いますので、それは一応、了とさせていただきますと思うところでございます。

ただ、先ほどの喫煙者の方からの御意見として、リフレッシュの時間であって、気分転換を行うことで、仕事の効率が図られるとか、というのは、やはりそれは休憩時間中にしっかりと気分転換、リフレッシュをするのが筋でございまして、そのところは良識を持ってしっかりとやっていただきたいなというところでございます。

それと他の部署の職員の方との貴重な意見交換の場であるというのも、それもちよっと私は同意しかねると言いますか。他の部署の職員の方と意見交換をしたいのであれば、ちゃんとそういう勤務時間中にそういう場を設ければ良いのであって、たばこを吸う場所が、そういう意見交換の場として有益だからというのは、これは私というよりも町民の皆様、納税者の御理解というものは、なかなか得られないのではないかなと私は思いますので、このところは、きちんとルールをきっちり徹底すると。今回、私の質問をきっかけにして、しっかりとこのルールが形骸化しないように、周知徹底していくということを御答弁いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの石田議員の御質問にお答えいたします。

確かに職務専念義務というのは、我々に課されているものでございます。

この国のほうでどういうふうに行っているのかというところをちょっと調べますと、内閣人事局の見解というのがございまして、その中では、ただいま議員が御指摘のとおり、喫煙は本来であれば、休憩中や勤務時間外に行うほうが望ましいかと。ただ、それで思って、職務専念義務が違反となるものではないよというような見解もしめされているところです。

我々も職員も、勤務中に少しリフレッシュで席を外したりということもあるのは事実でございます。ただ、それもやはり程度の問題でありまして、現在のように、きちんと1回当たりの時間ですとか、午前、午後1回だよというような、こういったルールをきちんと守って徹底していけば、業務に支障が出るものではないということで、これは改めて議員の御指摘のとおり、職員に周知してまいりたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

どうもありがとうございました。大変喫煙者の方にとっては、耳の痛いお話をさせていただいて恐縮ではございますけれども、やはり町民の方々、見ている方は見えますから、その辺の納税者の方々の厳しい目線というものをよく意識させていただいて、あまりぶかぶかと長時間吸うことがないように、徹底をしていただきたいと思います。

それと話を变えるというか、次の点にいきますけれども、新庁舎の建設後の喫煙場所について、現在の方向性というものを伺ったところでございます。

御答弁では、新庁舎内には、いわゆる喫煙室というものは設けることは考えていない。これは当然、至極評価したいと思います。そういう方向でやっていただきたい。

それから、敷地内の一部に喫煙スペースを設置して、喫煙を可能とすることが現実的であろうという御答弁をいただきました。方向性として、それは良いと思うのですが、けれども、もう少しより詳細に確認をしたいのですけれども、敷地内の一部という、敷地という、庁舎の新しい建物も含めて広いわけでございますけれども、今の計画、設計のイメージ図を見ていると、3階に議会関連の部屋が入るわけでございますけれども、3階のいわゆるテラスというものが予定されているわけでございます。屋上だと思いますけれども、そうすると、今の庁舎の建物は、屋上で吸っていただいているわけございまして、そうすると、今度新しくできる新庁舎の3階のテラス、そのほうで吸っていただくという方向になってしまうのでしょうか。その辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、石田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ただいまの御指摘がございました、新庁舎におきましては、3階にいわゆるテラスを設置いたしまして、お天気の良い日には、そちらのほうに皆様が出ていただいて、景色を眺めながらお話をさせていただくということが設計のコンセプトに入っております。

町長答弁の中にもございましたように、繰り返しになりますけれども、建物内、すなわち屋内は禁煙とさせていただいた上で、施設管理者として、受動喫煙を防止するために、今、必要な措置を講じた上で、屋外に喫煙できる場所を設けたいということです。その場所で、明確に受動喫煙を防止できるような措置がとれば可能であると考えておりますけれども、現在、研究中ですけれども、御承知のように、煙ですので、なかなかこれを完全に分離することは難しいと考えてございますので、答弁にありましたように、いわゆる吸わない人が吸わせないと、これは県のスローガンになりますけれども、通りがかりの人が吸うようなことのないような場所を設置するほうが望ましいということで、現在調整を図っているというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。3階の屋上テラスですね。屋上テラスには、これからまさに町民の憩いの場として機能が期待されるわけですね。そこで副流煙、たばこの副流煙が舞うようなことがあってはならないと私は思

いますから、そこに喫煙スペースを置くということは、絶対に避けていただきたいということをお願いしたいと思います。

とは言っても、全く吸う方に対して、もちろん職員だけではなくて、来庁される町民の方々でどうしても喫煙したいという方もおられるわけですから、一つ私どもの御提案として、落としどころとしてといたしますか。喫煙の、新しく新庁舎ができた暁には、現在の町民センター、保健センター、そちらのほうで、現在もそうだと思うのですけれども、非常階段部分に喫煙スペースが置かれているわけですが、そこに行って吸っていただくという方向で検討していただいたらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

御意見は承らせていただきたいと思います。こちらも含めまして、検討してまいりたいと考えます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

実は、本音を言ってしまうと、町民センター、保健センターでの非常階段で、喫煙スペースを設けるということ自体も、私は実は反対なんです。やはり健康センターですから、すみません、最初にそれを言うべきでしたけれども、申しわけありません。私としては、そこも本当はどうかなというところがあるのです。

北側の駐車場を購入しました。そういう新しくできるバスターミナルのほうはちょっとあれですけれども、そこに影響が出ないように、駐車場の敷地内、そちらの方向に喫煙所を設けるという方向で検討されたらどうかなと思いますけれども、方向性で結構ですから、御回答可能な範囲でお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

国のほうでも、受動喫煙防止ということで、例の健康増進法の改正は、残念ながら、今国会では成立をしないで、秋以降ということになったわけですが、この案の中で、官公庁については、建物内禁煙で、喫煙室も設けてはいけないということになってございます。

自民党の反対も、今後については、特に触れられていないので、この部分は、そのままいくのかなとは思っております。新庁舎については、建物内には、喫煙室も設けられないということでございます。

官公庁ですから、既にある施設も、5年以内にはもう喫煙室を撤去しなさいと。そういうたたき台にはなっておりますので、なかなか建物内に付随して、喫煙室を設

けるというのも難しい時代になってまいります。そういうことであると、今、石田議員申されたような、そういう離れた駐車場の一角に喫煙スペースを設けるというのは、具体性があるのかなということは感じておりますので、その辺も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

御答弁ありがとうございました。本来は、日本一健康な町を目指している我が町が、喫煙に関して問題意識を持たないというのはどうかなと思います。

ですから、本音を言ってしまえば、本当に敷地内に全面禁煙とお願いしたいぐらいでありますけれども、やはりそうは言っても喫煙する議員さんもいらっしゃいますし、そういったことも含めて、合意形成をしていかなければいけないところはありますけれども、やはり冒頭の私の日本医師会のキャッチコピーに戻りますけれども、「禁煙は愛です」ということですので、私の愛のこもった質問、ぜひ、真摯に受けとめていただいて、進めていただきたいなということをお願い申しあげて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

これにて、本日午前中の一般質問を終了いたします。

暫時休憩の前に山田議員の質問に対する追加答弁がございますので、ちょっとお待ちください。

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、山田議員さんから最後に御質問のあった、環境基本計画の中の農地109ヘクタールにつきまして、御説明をさせていただきます。環境基本計画の中では、北部の農業振興地域の中にある農地、これが109ヘクタールという形で捉えております。この中には、ごみらしきものが置かれているというような場所も含まれていると捉えております。

この環境基本計画の内容といたしましては、環境保全の役割として、農地を残しておこうというような大前提がございます。農地の役割といたしまして、給水機能を持っていたり、開成町は木が少ないですから、農地を緑地としてその面積を将来的にも維持をしていきたいという形で、この環境基本計画の中では、109ヘクタールの農地を将来的に残していきたいという形でお示しをさせていただいているというようにございます。

以上でございます。